

## テレビ及びラジオ放送難視聴解消を求める意見書

当市においては、2008年12月にNHK放送が、2009年10月には民間放送が中継局を整備し、念願の沖縄本島と同様にテレビを視聴できることとなった。

また、デジタル信号の利用で、字幕放送、解説放送、ニュースや気象情報、あるいは双方向通信による番組への視聴者参加、携帯電話でのテレビ視聴など、即時性及び多機能性が各段に向上し、情報格差の解消をもたらすものであった。

しかしながら、本市の北部山あいとなる地区においては電波を受信できない世帯、または電波が弱い世帯が少なくない。

当該地域住民の代表や学校関係者からたびたびの直訴要請があり、石垣市、国、県、及び放送事業者へ、次のように実情を訴え対応を求めている。

2011年前後、地上デジタル放送への移行期間中、各世帯によるアンテナ及びブースターの購入・設置を、あるいは、民間のケーブルテレビ会社への加入を推奨され、住民負担で対応してきた経緯がある。ケーブルテレビ会社への加入金等及び月額視聴料、さらにNHK放送の受信料支払いなど負担は大きく、高齢者及び低所得者世帯には大変厳しいと、視聴を諦めている世帯もある。

なお、ケーブルテレビ加入世帯では、台風接近時の停電、またはケーブル切断等で1カ月以上全く視聴できない状況も多々発生しており、世帯によっては3カ月程視聴できない状況もあった。

また、この地区では、ラジオ放送の電波も弱く、緊急時や災害時においての、警報及び情報が全く伝わっていない世帯もあり、早急な対応が必要である。

特に、本年12月には、ケーブルテレビ会社が撤退すると通告され、抜本的な対策を切望しているところである。

よって、国及び県におかれては、改めて、テレビ及びラジオ難視聴世帯等を調査・把握し、住民負担の少ない「無線共聴施設」の整備や、あるいは「多良間中継局施設」整備等の実現に向け、確実な難視聴解消を実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月20日

石垣市議会

宛先 総務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事